

第3回太良町議会（定例会第2回）

平成26年6月6日～6月16日

議案

平成26年第3回太良町議会（定例会第2回）

会期（案）

会 期 11日間（6月6日～6月16日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘 要
第1日	6. 6	金	本会議 （第1日目）	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議員派遣の件 議案一括上程 町長の提案理由の説明
第2日	6. 7	土	休 会	—	
第3日	6. 8	日	休 会	—	
第4日	6. 9	月	（ 議 案 調 査 ）		
第5日	6.10	火	本会議 （第2日目）	9時30分	一 般 質 問
第6日	6.11	水	（ 議 案 調 査 ）		
第7日	6.12	木	（ 議 案 調 査 ）		
第8日	6.13	金	本会議 （第3日目）	9時30分	議 案 審 議
第9日	6.14	土	休 会	—	
第10日	6.15	日	休 会	—	
第11日	6.16	月	本会議 （第4日目）	9時30分	議 案 審 議

平成26年第3回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第1号

第1日目 6月 6日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 報告第1号、第2号 議案第37号～議案第46号 諮問第1号、第2号 町長の提案理由の説明

提出議案目録

- 報告第 1号 平成25年度太良町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 平成25年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第37号 太良町家畜防疫対策事業分担金徴収条例の制定について
- 議案第38号 太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第39号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に係る協議について
- 議案第41号 平成26年度太良町一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第42号 平成26年度太良町山林特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第43号 平成26年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第44号 平成26年度太良町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第45号 平成26年度太良町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第46号 平成26年度町立太良病院事業会計補正予算(第1号)について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

上記のとおり

平成26年6月6日

太良町長 岩島 正昭

議 員 派 遣 の 件

平成26年 6月 6日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 平成26年度 町村議会議員研修会

- (1) 目 的 地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するため
- (2) 派遣場所 佐賀市「ホテルマリターレ創世佐賀」
- (3) 期 間 平成26年8月28日
- (4) 派遣議員 全議員

報告第1号

平成25年度太良町一般会計継続費繰越
計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成25年度 太良町一般会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費の総額	25年度継続費予算現額			残額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計			繰越金	特定財源	その他
								国県支出金	地方債		
07 商工費	01 商工費	特産品等 展示販売飲食 施設改築事 業	81,500,000	32,600,000	0	32,600,000	2,200,000				1,600,000
								600,000			

報告第2号

平成25年度太良町一般会計繰越明許費
繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

平成25年度 太良町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
03 民生費	01 社会福祉費	施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金	10,800,000	10,800,000		10,800,000				
		介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金	60,000,000	60,000,000		60,000,000				
	02 児童福祉費	子ども・子育て支援システム構築委託料	3,200,000	2,267,000		2,267,000				
07 商工費	01 商工費	特産品振興施設整備事業	122,808,000	89,482,000		8,781,000	60,400,000	20,000,000		301,000
		橋梁維持補修事業	98,400,000	81,400,000		52,910,000				28,490,000
08 土木費	02 道路橋梁費	法面保護補修事業	24,000,000	24,000,000		15,600,000				8,400,000
		道路橋梁等災害復旧事業	9,000,000	8,200,000		48,000	2,500,000			186,000
11 災害復旧費	02 公共土木施設災害復旧費		328,208,000	276,149,000	48,000	73,976,000	62,900,000	20,000,000		37,377,000
合 計					48,000	151,786,000	145,300,000	40,000,000		37,377,000

議案第37号

太良町家畜防疫対策事業分担金徴収条例の制定について

太良町家畜防疫対策事業分担金徴収条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

町実施の家畜防疫対策事業で利益を受ける農家から、費用の一部を徴収できるようにするため、この案を提出する。

別紙

太良町家畜防疫対策事業分担金徴収条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、町が行う家畜防疫対策事業に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定により、分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（分担金徴収の対象）

第2条 分担金は、当該事業の実施により利益を受ける農家から徴収する。

（分担金の額）

第3条 分担金の額は、当該事業に要する費用のうち、国及び県から交付を受けた補助金の額を除いた額とする。

（分担金の徴収方法）

第4条 第2条の規定により徴収する分担金は、事業に要する分担金を当該年度内に徴収する。

（分担金徴収の延期及び減免）

第5条 町長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条の規定にかかわらず分担金の徴収を延期し又はこれを減免することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例の制定について

太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定したので、議会の議決を求める。

平成26年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

新しく設置する「太良町特産品等振興施設」を管理するうえで、規定が必要となるため、この案を提出する。

別紙

太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、太良町特産品等振興施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地場産品による加工品の製造・販売、町内物産等の展示・販売、飲食の提供及び観光地等の紹介と情報の提供を行うことにより、地場産業及び観光の振興を図り、町の活性化を推進するため、太良町特産品等振興施設(以下「振興施設」という。)を次のとおり設置する。

名称 しおまねき

位置 太良町大字多良1810番地1

（開館時間及び休館日）

第3条 振興施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

開館時間 6月から9月については午前9時から午後7時までとし、10月から5月については午前9時から午後6時までとする。

休館日 1月1日

（使用の制限）

第4条 町長は、振興施設の維持管理上必要があると認めるとき又はその施設の保全に支障があると認めるときは、振興施設の使用を禁止し、又は制限することができる。

（入館の制限）

第5条 町長は、次の各号の一に該当する者の入館を拒み、又はこれらの者を退去させることができる。

(1) 建物、展示品その他器具を毀損するおそれがあると認められる者

(2) 秩序又は風紀を乱すなど振興施設の管理上支障があると認められる者

（使用の許可）

第6条 振興施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用料)

第7条 振興施設を使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第8条 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 町が主催し、又は共催して行う事業に施設を利用するとき。

(2) その他、町長が特に必要があると認めるとき。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用させてはならない。

(使用許可の取消)

第11条 町長は、次の各号の一に該当する事由があると認めるときは、許可を取消することができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 虚偽、その他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) その他町長が不相当と認めるとき。

(監督処分)

第12条 町長は、前条の規定により許可を取り消された者に対し、その使用を停止し、振興施設から退去を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、使用を終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消されたときは直ちに原状に復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者又は入館者がその責めに帰すべき事由により振興施設の建物、展示品、その他の器具等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が止むを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 町長は、振興施設の管理に関する業務を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による町長の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に振興施設の管理を行わせる場合は、第4条、第5条、第6条及び第12条中「町長」とあるのは「指定管理者」とし、第8条及び第11条中「町長は」とあるのは「指定管理者は、町長の承認を得て」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者の指定の手続等)

第16条 指定管理者の指定の手続等については、太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年太良町条例第23号)の定めるところによる。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 振興施設の利用の許可
- (2) 振興施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (3) その他町長が管理運営上必要と認める業務

(利用料金)

第18条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に振興施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、振興施設を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を免除し、又は還付することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条、第18条関係)

区分	種別	金額
し お ま ね き 使 用 料	入会金	20,000円
	年会費	2,000円
	販売手数料	町内出品者 売上額に15%を乗じて得た額
	町外出品者 売上額に20%を乗じて得た額	
	※ 冷蔵・保温設備を使用する出品者は上記販売手数料の割合に5%を加える。	

議案第39号

太良町税条例の一部を改正する条例の制定について

太良町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成26年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

(提案理由)

地方税法等の一部改正により、太良町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出する。

別紙

太良町税条例の一部を改正する条例（案）

（太良町税条例の一部改正）

第1条 太良町税条例（昭和30年太良町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事務所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得については」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に、「本項」を「この項」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第71条第2項中「納期限7日」を「納期限前7日」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円
貨物用のもの
営業用 年額 3,800円
自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円
その他のもの 年額 5,900円

第82条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第89条第2項中「納税前10日」を「納期限前7日」に改める。

第90条第3項及び第139条の3第2項中「納期前7日」を「納期限前7日」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで)の次に「及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「公益法人等(同条第6項から第10項まで)を「公益法人等(同条第6項から第11項まで)」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第6条を次のように改める。

第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第7条の4中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等」を取得した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは

遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条第1項を次のように改める。

第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第21条第2項を削る。

附則第21条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする。

(太良町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 太良町税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の5を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「第7条の4第1項」を「第7条の4」に、「16条の3」を「第16条の3」に改め、「改正規定」の次に「（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改め、同条第2項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中町税条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、第22条から第23条までを削る改正規定並びに附則第24条を附則第22条とし、附則第25条を附則第23条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中町税条例第82条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び第6条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中町税条例第33条第5項、附則第7条の4、第19条第1項及び第19条の2第2項の改正規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中町税条例第57条及び第59条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 4 新条例第33条第5項、附則第7条の4及び第19条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の町民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第16条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の

表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表 以外の部分	第82条	町税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表 第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第40号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加
及び規約の変更に係る協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、伊万里・有田消防組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を次のとおり変更することを協議することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

佐賀県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約（案）

佐賀県市町総合事務組合規約（平成19年佐賀県指令第18市町村第010014号）の一部を次のように改正する。

別表第1並びに別表第2第3条第7号に関する事務の項中「佐賀県西部広域環境組合」を「佐賀県西部広域環境組合 伊万里・有田消防組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、佐賀県市町総合事務組合の規約を変更する必要があるので、この案を提出する。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成26年6月6日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

住 所 太良町大字伊福甲238番地

氏 名 待 永 博 人

生年月日 昭和24年2月13日

（提案理由）

平成26年9月30日をもって任期満了となる峰下佐恵子氏の後任として待永博人氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成23年6月6日提出

太良町長 岩島正昭

記

住 所 太良町大字大浦甲248番地

氏 名 澤 純 滋

生年月日 昭和24年3月3日

（提案理由）

平成23年9月30日をもって任期満了となる澤 純滋氏を引き続き推薦するに当たり、議会の意見を求めるため、この案を提出する。